

(平成24年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 1 号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

環境経済常任委員長 小 川 利枝子

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者や住民に広がっている。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に建設業は重層下請の構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もしていない。国は石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められている。

よって、本市議会は政府に対し、建設アスベスト被害者とその遺族が安心して生活できるための救済を実施し、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題を早期に解決するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 2 号

消費税増税の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年12月21日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

賛成者 習志野市議会議員 中 山 恭 順

〃 〃 高 橋 剛 弘

〃 〃 立 崎 誠 一

消費税増税の中止を求める意見書

国民の暮らしは、長引く不況と円高が続く経済情勢に、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を加えたかつてない深刻な状況にある。

このような中で、政府は、社会保障と税の一体改革と称し、消費税を現在の２倍の１０％にしようとしている。これは、過去に類のない最悪のやり方である。

復興財源として、平成２５年から所得税と住民税の増税が実施される中で、さらに消費税率を１０％にすれば、家計や個人消費は冷え込み、景気を一層悪化させ、零細中小企業を倒産の憂き目に遭わせることは必至である。また、社会保障の改悪では、年金支給額の引き下げや支給開始年齢の引き上げ、定率の医療費窓口負担に加え、新たな定額の負担増が計画されており、国民の命と健康を根底から脅かす。

社会保障の財源は、聖域を設けず、歳出の無駄を削減すること、負担能力に応じた税と社会保険料等で賄うという応能負担の原則を貫くことである。

よって、本市議会は政府に対し、消費税増税の実施の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、請願趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。